

※令和 8 年度高等学校等就学支援金制度の適用について！

本入試要項をお届けする段階では、国からの標記就学支援金制度についての適用内容が確定されておりません。つきましては、この入試要項で学納金等について説明している内容が変更された場合には、改めて、変更内容を補填文書にてお知らせするとともに本校ホームページにおいてもご覧いただけるように対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

※注意事項「就学支援金が決定するまでの授業料について」

現在、令和 8 年度の私立高等学校の就学支援金が 457,000 円の見込みとなっております。その決定がなされない場合、年収が 640 万円未満の方は、年額 396,000 円の支給となり、月額授業料が 15,000 円となります。また、同世帯で年収が 640 万円以上の方は、年額 118,800 円の支給となり、月額授業料が 38,100 円となります。その後、就学支援金が確定した際には、過分に納入いただいた金額を返金いたします。(なお、今後とも、国からの通知があった場合には、改めて本校ホームページ等で連絡いたしますので、ご確認ください。)

※受験生を応援する減免等について！

入学金の減免（令和 7 年度）

減免要件	次の①②に すべて 該当すること ①保護者等が宮城県内に住所を有していること ②保護者等の県民税所得割と市町村民税所得割の合計額が 257,500 円未満	
減免額	生活保護（生業扶助）を受給している者	入学金から県立高校の入学金相当額を除算した額
	②の合計額が 0 円	入学金の全額
	②の合計額が 100 円以上 257,500 円未満	入学金の半額

※入学金の減免手続きは、本校入学者が対象者となります。(他校へ入学する場合には、その高校にお問い合わせください。)

高校生等奨学給付金について（令和 7 年度）

支給要件	次の(1)から(4)に すべて 該当すること (1)保護者等が宮城県内に住所を有していること ※宮城県外在住の保護者等はお住まいの都道府県に申請可能 (2)保護者等の県民税および市町村民税の所得割が 0 円(生活保護のうち生業扶助の受給世帯を含む) (3)基準日(7 月 1 日)に在学していること(休学している場合は対象外) (4)児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていないこと	
支給額 (年額)	①生業扶助受給世帯 52,600 円 ②所得割が 0 円(①を除く) 152,000 円	
留意事項	●申請できる保護者等は就学支援金手続時の保護者等に限りです。 ●就学支援金システムを利用して抽出した対象者に申請書類を配付します(例年 8 月下旬)。 ●申請後は宮城県の審査を経て、申請者の口座に振り込みとなります。	

高等学校等育英奨学資金(奨学金)

宮城県および他団体による育英資金(奨学金)です。

宮城県高等学校等育英奨学資金(私立学校通学者)

貸し付け月額	
自宅通学者／ 30,000 円	自宅外通学者／ 35,000 円

※1：手続きは高校入学後で、学力基準と所得基準があり、無利子です。
※2：宮城県以外の出身者は各出身県の育英奨学資金制度を利用できます。